

半田市ゲストティーチャー制度について

◆ゲストティーチャー制度とは

事前に登録された市民の方が、小中学校や公民館、一般のグループ、団体などからの依頼に対し、特技や経験を活かしてボランティア講師として活躍していただく制度です。

◆ゲストティーチャー登録について

ゲストティーチャーとして活動いただく上で、事前に半田市にゲストティーチャー登録をしていただく必要があります。政治、宗教、営利を目的とせず、ボランティアで行っていただける方が登録できるものです。

◆謝礼等の受け取りについて

ゲストティーチャーは、市民ボランティア講師制度であるため、可能な限り無償、またはそれに近い形で行っていただきたいと考えています。ただし、教材費等は依頼者の実費負担を求めていることや、依頼者との相談の中で講師謝礼を受けとっていただくことは構いません。

◆登録からゲストティーチャーとしてご活躍いただくまでの流れ

| 手順 | 内容 |
|-----------------------|--|
| 1. 登録 | ゲストティーチャー登録を希望される方は、生涯学習課（半田市福祉文化会館内）にお越しいたください。生涯学習課の担当者から制度の説明を受け、趣旨に同意いただけることが確認できれば、登録申請書と誓約書に必要事項をご記入いただけます。 |
| 2. 登録情報の広報 | 毎年度4月頃、「ゲストティーチャー登録者リスト一覧」を生涯学習課で作成し、市内幼稚園・保育園・小・中学校、公民館、市内公共施設に配布すると同時に市のホームページに掲載します。（年度途中での登録の場合は随時更新（反映）できるタイミングでの広報となります。） |
| 3. ゲストティーチャーの派遣依頼への対応 | (1) 依頼者から生涯学習課へ相談がありますので、その相談に応じて生涯学習課から登録者に依頼内容を伝えます。（学校等で指導経験のある方には、直接依頼が入ることもあります。） (2) 依頼内容について登録者から了承をいただいた後、依頼者に登録者の連絡先を伝えます。 (3) 依頼者から登録者に直接連絡をさせていただき、詳細について双方で調整していただけます。 |
| 4. 登録の更新 | 登録の更新は1年ごとです。翌年度以降の登録やゲストティーチャー向け講座（まなびとゼミ等）に関し、11月頃に生涯学習課から案内文書を発送いたしますので、 <u>更新の意思や、登録内容の変更等をお知らせいただけます。</u> なお、ご返答がない場合は <u>2年経過後に登録リストから抹消させていただきます</u> のでご了承ください。 |

◆半田市ゲストティーチャー名義使用について

1. 半田市ゲストティーチャー名義を使用する場合、次に掲げる事項を遵守してください
 - (1) 名義を利用し、寄付、援助、参加等の強要等を行わないこと
 - (2) 名義を印刷したすべての印刷物を提出すること
 - (3) 名義使用によって生じたトラブル等については、すべて使用者の責任によって処理すること
 - (4) その他教育委員会が特に必要と認めて指示する事項

2. 以下の項目に該当する場合は半田市ゲストティーチャー名義を使用できません。
 - (1) ゲストティーチャーとしての登録内容以外の活動
 - (2) 営利目的
 - (3) 特定の宗教及び政党活動に関連する場合
 - (4) 公序良俗に反する場合
 - (5) 個人・団体の PR になる場合
 - (6) その他教育委員会が使用を認めない場合